

University Academic Repository

享保一元文期における三井両替店一卷の会計実務と
財務内容

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-01-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 飯野, 幸江 メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/941

研究論文

享保一元文期における三井両替店一卷の 会計実務と財務内容

Accounting Practices and Financial Analysis of Mitsui's Banking Group,
1719–1740

飯 野 幸 江^{*}
Yukie IINO

<要約>

近世日本を代表する商家の一つである三井家は、延宝元（1673）年に京都と江戸に呉服店を開業した後、呉服業に両替業を有機的に結びつけることによって発展してきた。三井家では宝永7（1710）年に、営業店と同苗を統轄する機関として大元方という組織体を設立し、大元方を頂点とする近代的で階層的な営業店組織を作り上げた。三井家の営業店組織では、呉服事業と両替事業の営業店をそれぞれ本店一卷、両替店一卷としてグループ化して事業管理をした。

本稿では、両替店一卷の決算帳簿『大録』を考察の中心に据え、享保一元文期における両替店一卷の会計実務と財務内容の推移を明らかにした。さらに大元方の決算帳簿『大元方勘定目録』との財務数値と関連づけながら、三井家の事業の中での両替店一卷の財務内容を時系列的に分析した。

その結果、享保一元文期の両替事業は、享保期に停滞はあったものの、元文期に利益や総資産を急増させており、業績は好調であることが明らかになった。しかし、大元方の財務数値と関連づけながら考察すると、本店一卷の業績が両替店一卷のそれ以上に好調であるため、三井家の事業の中での稼ぎ頭は呉服事業であり、両替事業はその次となっていることが明らかになった。

<キーワード>

両替店一卷、大元方、大録、大元方勘定目録、元建、功納、延銀

^{*} 嘉悦大学経営経済学部 教授

1 はじめに

近世日本を代表する商家の一つである三井家は、延宝元（1673）年に京都と江戸に呉服店を開業した後、呉服業に両替業を有機的に結びつけることによって発展してきた。三井家では呉服業と両替業を基幹事業とし、京都・江戸・大坂の3都に呉服店と両替店をそれぞれ開設することによって事業の基盤を確立した。

三井家では宝永7（1710）年に、営業店と同苗を統轄する機関として大元方という組織体を設立し¹⁾、一元的な営業店管理体制を作り上げた。大元方を頂点に、各営業店は呉服業を中心とするグループと両替業を中心とするグループに分けられ、前者を本店一卷、後者を両替店一卷と呼んだ。そして、各グループの京都店を本店とし、それ以外の営業店を京都店の傘下に置くことで、階層的な営業店組織を作り上げたのである。

営業店組織と同様に、会計においても階層的な組織単位間の内部報告会計に基づいたシステムが構築されていたことが、西川（1993）によって明らかにされている。三井家では7月14日と12月末日の年2回の決算が行われており、決算帳簿が作成された。決算のプロセスは次のとおりである（三井文庫、1973、pp. 810-811）。

第1段階 各営業店は毎期末のその所属する一卷の本店である京都店に決算帳簿を提出する。

第2段階 本店と両替店の京都店は自店を含む一卷の決算を行い、それを大元方へ提出する。

第3段階 大元方は両一卷の決算と自己の収支を含めて総決算を行う。

すなわち、営業店での決算、事業グループでの決算、三井家全体での決算という順で決算が行われ、それぞれの段階で決算帳簿を作成し、それを所属する組織体に提出することで階層的な会計システムを作り上げていたのである。

筆者はこれまでの研究で、第1段階と第2段階における三井家の営業店の会計方法や会計帳簿に関する先行研究は、特定の研究者に依存している傾向にあること（飯野、2016、p. 22）、三井家の会計研究において時系列分析による動的な研究はほとんどないこと（飯野、2018、p. 16）を指摘してきた。とりわけ、第2段階で作成される本店一卷と両替店一卷の決算帳簿は、三井家の基幹事業の経営状態を知る上で重要な史料であるにもかかわらず、これらの時系列分析による動的な研究は非常に少ない²⁾。

本稿では、両替店一卷が形成された享保4（1719）年から元文5（1740）年までの決算帳簿を考察することで、両替店一卷の会計実務と財務内容の推移を明らかにしていく。なお、考察の対象とする期間を元文5（1740）年までとしたのは、西川（2003）が同時期の大元方の財務内容を時系列的に研究しており、それと関連づけて考察ができるからである。

2 大元方と営業店の関係

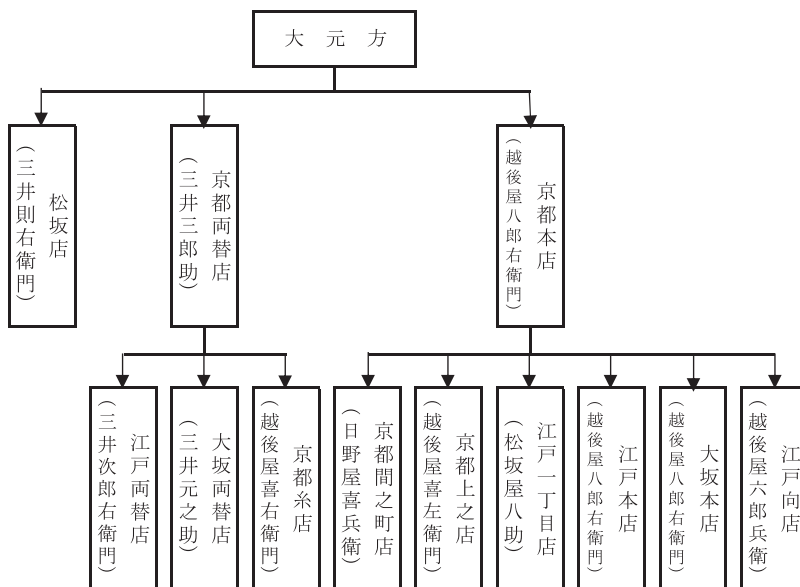
2.1 営業店組織

元禄年間から宝永初年にかけて経営規模が大きくなるに伴い、三井家では内部組織の整備が必要とされていた。最初に整備が行われたのが呉服業を営む営業店である。宝永2（1705）

年に京都・江戸・大坂にある呉服業を営む5つの営業店が統合されて、本店一卷が形成された（三井文庫、1980、p. 94）。次に各営業店を統轄する機関として、宝永7（1710）年に大元方が設立された。当時の三井家では、家と事業のすべてを掌握し、各地の営業店を支配管理できる組織を必要としており、それを実現するために設立されたのが大元方であった（三井文庫、1980、p. 96）。両替業を営む営業店に関しては、京都両替店が三井家の経理を担当することもあったこと、三井家や各営業店への貸借関係が精算できないことがあったという事情から、なかなか統合が進まなかった。しかし、享保4（1719）年に京都・江戸・大坂の両替店が統合され、両替店一卷が形成された（三井文庫、1980、p. 114）。これにより、江戸時代における三井家の営業店組織の基礎が完成した。

その後、営業店の統廃合が進められ、さらに整備された結果、享保14（1729）年には図1の営業店組織が完成した。享保20（1735）年に京都間之町店が両替店一卷に移る（三井文庫、1980、p. 759）ということはあるものの、享保14（1729）年において営業店組織はほぼ固定化され、幕末まで変わらない。

図1 享保14（1729）年における三井家の営業店組織



（出所）西川（1993）p.111 を一部修正。

図1のように、松坂店を除くすべての営業店は、呉服業グループの本店一卷か両替業グループの両替店一卷のいずれかに所属される³⁾。各一卷の京都店はグループの本店と位置づけられ、大元方直属の営業店となる。

また、中井（1966）によれば、各営業店における営業その他に関する意思決定については、「寄会」という形態での制度を整えていたという。寄会には各種のレベルがあり、営業店内における各セクションの「与寄会」が月1回、セクション間の連絡を計る全体会議としての「月

次寄会」が月2回開かれていた。月次寄会のうち1回は全役付手代⁴⁾が出席する「内寄会」で、隔意なく意見交換が行われ、営業の具体的実際の意思決定が行われる場であった。もう1回は「本寄会」で、支配役以上の上級手代のみが出席し、そのほかに本店の本寄会には両替店から、両替店の本寄会には本店から各2名が列席した。本寄会では、呉服・両替の両業務間の連絡や情報交換が行われた。これら2種類の本寄会で決定した営業に関する重要事項や主要な人事は、大元方寄会に提出された。大元方寄会には、三井家同苗の長老と本店と両替店の各一巻の代表者が出席し、これが最高意思決定機関であった (pp. 94-95)。このように三井家では寄会の制度を通じて、組織の分権化が行われていた。

村(2016)は、大元方という組織体を「一人の当主に最高意思決定をゆだねることなく、一族(最大十一家)と重役の合議体」(p. 14)と述べている。それに加え、三井家では家法と言われる『宗竺遺書』をはじめとして、多数の規則を設けて営業店を管理・支配した。そのため各営業店は「大元方によって統轄され、個別の同苗と店とがつながりを持ったり、店内だけの判断で重要事項を決定することはできなかった」(日本経営史研究所、1983、p. 77)のである。

以上のことから、三井家の営業店組織は、大元方を頂点とした階層的で近代的なものであったことがわかる。

2.2 大元方と営業店の関係

大元方はそれ自身で営業活動を行わず、営業活動を行うのは大元方傘下にある営業店であった。各営業店は営業活動を行うための資金として、大元方から元建を支給され、これは営業店から見ると資本金となる。各営業店は元建からの元建の支給を受ける見返りとして、每期一定額の功納を大元方へ上納することが義務づけられていた。元建と功納の額は、大元方から各営業店へ下付した『建書』と呼ばれる文書で定められている。三井文庫(1973)によれば、両替店、江戸向店、京都糸店および松坂店の建書が翻刻されているが、本店の建書は現存していないという (pp. 265-286、p. 788)。

両替店の『両替店新建帳』(三井文庫所蔵史料、続1700-1～3)は享保元(1716)年7月に定められ、享保4(1719)年正月と享保7(1722)年正月に改定されている。享保4(1719)年の『建書』は次の一文から始まる。

「去戌暮迄店々大勘定申付、両替店も首尾能勘定相済、其上此度江戸・大坂両替店京都江一致ニ申付候、依之元建相改候事」(三井文庫、1973、p. 267)

すなわち、享保4(1719)年の改定は、両替店一巻の形成に伴って行われたものであり、ここで両替店一巻としての元建と功納が定められたのである。元建の内訳は金10,000両と銀1,800貫である。享保7(1722)年の改定では、「但江戸・大坂両替店ハ不及別建、京都両替店玆分ケ建ニシテ」(三井文庫、1973、p. 268)と但し書きがあり、ここで定められた元建は京都両替店、江戸両替店、大坂両替店の3店に対するものであり、元建は京都両替店から江

戸両替店と大坂両替店に渡すことが定められている。享保7(1722)年の改定では、元建が5,000両減り、功納は増えている。これは他の営業店に比べると、両替店の元建に対する功納の割合が低いため、少しでもその割合を上げるためになされたのであろう。

江戸向店の『向店西春新建』(三井文庫所蔵史料、本969)は、享保14(1729)年正月に江戸綿店が江戸向店と改められ、本店一卷に組み入れることに伴って定められた(三井文庫、1973、p. 789)。江戸向店の元建は大元方から支給されるものの、「京都本店江功納」(三井文庫、1973、p. 273)と記載があり、功納は京都本店に納めることとされている。なお、綿店は木綿類の仕入・販売を行う営業店で、江戸綿店、京都綿店、大坂綿店、伊勢綿店の4店があった。享保14(1729)年に京都綿店は京都本店へ、大坂綿店は大坂本店へ吸収された。伊勢綿店も享保14(1729)年に松坂店と改められた(三井文庫、1973、p. 766)。なお、綿店が吸収されたり改称される以前の元建と功納を定めた文書に『綿店規矩録』(三井文庫所蔵史料、本1086)がある。『綿店規矩録』は、大元方が設立される直前の宝永6(1709)年12月に定められた。

京都糸店の『糸店建之覚』(三井文庫所蔵史料、続1480)は、享保15(1730)年にこれまでの大元方直属から両替店所属に変更されることに伴い、享保14(1719)年12月に定められた(三井文庫、1973、p. 790)。江戸向店と同様に、元建は大元方から支給されるが、「但半季ニ六貫目宛両替店へ相納可申事」(三井文庫、1973、p. 279)という但し書きがあり、功納は京都両替店に納めることとされている。

松坂店の『松坂店建書扣』(三井文庫所蔵史料、続1134)は、享保14(1729)年に伊勢綿店が松坂店と改称され、大元方の直属になったことに伴い、享保15(1730)年2月に定められた。松坂店は、伊勢綿店の時から仕入の関係で江戸綿店の支配を受けていたという(三井文庫、1973、p. 790)。そのため松坂店は本店一卷に属さず、大元方の直属となっても、営業実態をみると江戸向店の「買宿」と大差ない性格をもっていた。なぜならば、江戸向店が松坂店から仕入れる時は、松坂店に仕入数量を通告して注文するとともに、その仕入資金を送るという形をとっていたからである(三井文庫、1980、p. 416)。そのような事情からか、『松坂店建書扣』には次のように定められている。

「両店買方仕入金高凡千両ほと松坂店へ差入不申候而ハ手廻シ成不申由ニ付、此度相改、目録之上他所預り金之内店持金旁を以凡千両計相残させ候事」(三井文庫、1973、pp. 284-285)

「両店」とは江戸向店と江戸一丁目店である。すなわち、江戸向店と江戸一丁目店から仕入代金として1,000両を差し入れてもらっていたが、このたびの新建の申し渡しにおいて、預り金のうち1,000両を店持金として残し、これを松坂店の資本金とするというのである。したがって、松坂店の元建は大元方が支給しているわけではなく、大元方に功納を納めることもない。

表1 『建書』で定められた元建と功納

	元建	功納（1年）	元建に対する功納の割合
綿 店	700 貫	銀 200 貫	28.6%
両 替 店	享保 4 年 2,000 貫	187 貫 500 匁	9.4%
	享保 7 年 5,000 両と 1,800 貫	550 両と 198 貫	11.0%
江戸向店	10,000 両	2,000 両	20.0%
京都糸店	100 貫	12 貫	12.0%

（出所） 三井文庫（1973） pp.262-286 から作成。

（注） 綿店の元建と功納は『規矩録』で定められた額である。

各営業店の『建書』で定められた元建と功納を示したのが表1である。なお、本店に関しては『建書』および『規矩録』も現存していないので、不明である。営業店の規模によって元建の額が異なるのは当然であるとしても、元建に対する功納の割合に差があることがわかる。

表2 元建の支給額と功納の上納額

	元建	功納（1年）	元建に対する功納の割合
本 店	375 貫	112 貫 500 匁	30.0%
綿 店	享保 13 年まで 4,200 両	享保 10 年まで 1,200 両	28.6%
		享保 11 年～享保 13 年 800 両	19.0%
江戸向店	享保 14 年から 5,000 両	1,000 両	20.0%
両 替 店	享保 7 年まで 1,800 貫と 5,000 両	享保 6 年まで 168 貫 750 匁と 468 両 3 歩	9.4%
		享保 7 年 180 貫と 500 両	10.0%
	享保 8 年から 2,000 貫	200 貫	10.0%
京都糸店	享保 14 年まで 100 貫	15 貫	15%
京都間之町店	享保 15 年～享保 17 年 100 貫	10 貫	10%
	享保 18 年～享保 20 年 300 貫	10 貫	3.3%
小名木川店	享保 4 年～享保 5 年 1,000 両	150 両	15%
	享保 6 年～享保 8 年 800 両		

（出所） 享保 4 年上期から元文 5 年下期までの大元方『大元方勘定目録』（使用史料[1]～[43]）から作成。

表 2 は、享保 4 (1719) 年から元文 5 (1740) 年までの間に、実際に大元方から支給された元建と実際に大元方に上納された功納額を、大元方の決算帳簿である『大元方勘定目録』から明らかにしたものである。この期間に大元方から元建の支給を受けていたのは、本店、綿店、江戸向店、両替店、京都糸店、京都間之町店、および小名木川店の 7 店である。このうち、この 22 年間にわたって大元方から元建を支給され、功納を納めているのは本店と両替店だけである。

綿店への元建の支給と功納の上納は享保 14 (1729) 年までであり、享保 15 (1730) 年からは、江戸綿店の後継である江戸向店が大元方から元建を支給され、功納を納めている。なお、江戸向店の功納は、『向店酉春新建』の中で京都本店に納めることと定められているが、京都本店を経由して最終的に大元方に納められていることがわかる。

京都糸店は、享保 14 (1719) 年まで元建の支給を受け、功納を上納していたが、享保 15 年 (1730) 年に両替店一卷に組み込まれてからは元建の支給も功納の上納もされてない。享保 15 (1730) 年以降は京都間之町店が元建の支給を受け、功納を上納している。京都間之町店は本店一卷に所属しているものの、本店一卷の決算には組み込まれていない。そのため大元方から元建の支給を受けていたものと思われる。京都間之町店は、享保 20 (1735) 年に両替店一卷の所属となるに伴い、元建の支給と功納の上納はなくなっている。

小名木川店は、宝永元 (1704) 年に江戸本店の元々を務めた脇田藤右衛門の店名前で開設された呉服太物の小売店である。享保 9 (1724) 年に脇田へ譲渡された (三井文庫、1973、p. 767) ことに伴い、元建の支給がなくなっている。小名木川店の功納の上納額は、享保 6 (1721) 年以降は定まっておらず、上納されていない年もあった。

表 1 と表 2 を比べると、必ずしも『規矩録』や『建書』で定められた元建が支給されていたわけでも、功納が納められていたわけでもないことがわかる。しかし、元建に対する功納の割合は、『規矩録』や『建書』で定められていたのとはほぼ同じである。元建に対する功納の割合は、営業店によって差があり、本店の 30% が最も高く、綿店、江戸向店といった本店一卷に所属する営業店の割合が高い。一方で両替店の元建に対する功納の割合は、享保 7 (1722) 年以降、10% であり、本店の 3 分の 1 である。京都糸店と京都間之町といった、後に両替店一卷に所属することになる営業店の割合も低い。これらのことから、本店一卷に所属する営業店の功納の割合は高く、両替店一卷に所属または今後所属することになる営業店の功納の割合は低いことがわかる。功納は大元方の収益となるので、大元方は呉服業からの収益に期待していたことが伺える。

3 両替店一卷の会計実務

3.1 利益の計算

両替店一卷の利益は、京都・江戸・大坂の 3 両替店の利益を合計したものである。各両替店の利益は、各店の決算帳簿である『勘定目録』によって計算されるとともに、両替店一卷

の決算帳簿である『大録』⁵⁾においても計算された。

3.1.1 営業店における利益の計算

享保一元文期の各両替店の『勘定目録』はほとんど現存しておらず、大坂両替店が控えとして作成した『目録帳』が現存している程度である。『目録帳 四番』（三井文庫所蔵史料、本 1748）に享保 13（1728）年下期から元文 2（1737）年上期まで、『目録帳 五番』（三井文庫所蔵史料、本 1749）に元文 2（1737）年下期から寛保 3（1743）年上期までの大坂両替店の『勘定目録』の控えが現存している。本稿では享保 15（1730）年下期の大坂両替店の『勘定目録』を対象に、両替店における利益の計算方法を明らかにしていく。

大坂両替店の『勘定目録』は、「預り方」「貸方」「利足之仕分」「払方」の 4 つの部分から構成されている。「預り方」と「貸方」の部分を整理したのが表 3 である。

表 3 大坂両替店の『勘定目録』の財産計算部分（享保 15 年下期）

貸方		預り方	
	貫 匁		貫 匁
延為替并当座為替	1,235,810.000	元建	250,000.000
家質貸	1,165,000.000	御為替	222,970.000
御屋敷貸	127,299.120	京都両替店	2,736,641.572
質物貸	979,146.000	江戸両替店	40,000.000
京都両替店	611.100	手代預	24,204.000
江戸両替店	1,025.682	家方	5,314.760
牧野越中守	8,141.720	大元方引当	79,000.000
質店并土蔵入用	11,600.000	町人預	5,982.000
家代并普請料	76,750.000	勸化方	2,146.700
利足	12,510.000	家代并普請料引当	34,750.908
その他	6,255.602	日廻り預	2,560.800
有金銀	1,318.450	要銀積	90,556.002
		持出打預	54,999.000
		その他	33,575.727
合計	3,625,467.674	合計	3,582,701.469
		差引残	42,766.205

（出所） 大坂両替店『目録帳 四番』（使用史料[83]）から作成。

「預り方」は、今日の資本・負債の部に相当する。「預り方」で最も多くを占めているのが京都両替店からの投融資である。「元建」「御為替」「京都両替店」はいずれも京都両替店から支給されたもので、この 3 項目だけで「預り方」の 90% 近くを占める。この理由としては、「他借」りを禁止していたこと（三井文庫、1980、p. 212）、この時期の両替店一卷における資産運用は第 1 に大坂両替店に重点が置かれていたこと（賀川、1985、p. 187）があげられるだろう。

「貸方」は、今日の資産の部に相当する。「貸方」で多くを占めているのが、「延為替并当座為替」「家質貸」「質物貸」の 3 項目である。これらはいずれも大坂町人への貸付であり（賀

川、1985、p. 114)、この3項目だけで「貸方」の90%以上を占めている。「御屋敷貸」は大名への貸付であり(賀川、1985、p. 114)、「貸方」に占める割合は3.5%であり、極めて低い。これは、三井家の本籍がある松坂の紀州徳川家や恩顧を受けた常州笠間の牧野家などのやむを得ない筋からの依頼などを除いて、大名や武家に対する貸付が禁止されていたからである。そのため御屋敷貸は営業上の目的で行われた貸付ではなかったという(三井銀行八十年史編纂委員会、1957、p. 19)。ところで、「貸方」に「利足」という項目がある。これは「去ル酉一ケ年利足」というように記載されており、過去の利息、すなわち未収利息を指す。このことから、三井家では発生主義会計が行われていたことがわかる。

最後に、「預り方」合計3,582貫701匁4分6厘9毛と「貸方」合計3,625貫467匁6分7厘4毛の差額が計算される。これが「差引残」42貫766匁2分0厘5毛であり、当期純利益となる。このように「預り方」と「貸方」の部分は、今日の貸借対照表に相当する。

続いて、「利足之分」と「払方」の部分を整理したのが表4である。

表4 大坂両替店の『勘定目録』の損益計算部分(享保15年下期)

払方		利足之分	
	貫 匁		貫 匁
利足払	102,155.190	打利足	169,405.900
御為替方付届入用	2,266.900	小判直違并出目銀徳	1,913.308
店前入用	2,550.373		
賄方入用手代小遣	5,190.540		
役料	5,690.000		
合計	117,853.003	合計	171,319.208
メ	53,466.205		
要銀積	10,700.000		
残而	42,766.205		

(出所) 大坂両替店『目録帳 四番』(使用史料[83])から作成。

「利足之分」は今日の収益の部に相当し、「打利足」と「小判直違并出目銀徳」の2項目から成る。「打利足」は受取利息、「小判直違并出目銀徳」は為替差益である。「払方」は今日の費用の部に相当し、「利足払」「御為替方付届入用」「店前入用」「賄方入用手代小遣」「役料」から成る。「利足払」は支払利息であり、それ以外の項目はいずれも両替店で要する諸経費である。「利足之分」では「打利足」が、「払方」では「利足払」がほとんどを占めている。

最後に、「利足之分」合計171貫319匁2分0厘8毛と「払方」合計117貫853匁0分0厘3毛の差額が計算される。これが「メ」の53貫466匁2分0厘5毛である。さらにここから「要銀積」⁶⁾10貫700匁を差し引き、「残而」42貫766匁2分0厘5毛を計算する。これが当期純利益となり、貸借対照表部分で算出された当期純利益と一致する。このように「利足之分」と「払方」の部分は、今日の損益計算書に相当する。

以上のことから、大坂両替店の『勘定目録』は、今日の貸借対照表に相当する部分と損益

計算書に相当する部分とからなり、財産計算と損益計算の両面から当期純利益が計算されていることがわかる。西川（1993）によれば、『勘定目録』の基本的な構造は、京都両替店と江戸両替店でも同じであるという（p. 159）。『勘定目録』で計算された当期純利益は、両替店一卷の決算帳簿『大録』に計上される。

3.1.2 両替店一卷における利益の計算

両替店一卷の決算帳簿である『大録』は、享保7（1722）年から明治4（1871）年までのものが、一部を除いて現存している。それ以外に『大録』の控えである『目録寄歩廻控』が、両替店一卷が形成された享保4（1719）年から明治4（1871）年まで一部を除いて現存している。したがって、『大録』と『目録寄歩廻控』を合わせれば、両替店一卷の決算帳簿を網羅できる。表5は、享保15（1730）年下期の両替店一卷の『大録』を整理したものである。

表5 両替店一卷の『大録』（享保15年下期）

当季有銀ニ立		2,546 貫 645 匁 8 分 1 厘 4 毛
内 元建	2,000 貫	
申酉式ヶ年戌盆前延銀	325 貫 262 匁 2 分 8 厘 2 毛	
十分一割渡ス渡シ残	<u>80 貫 468 匁 6 分 2 厘 2 毛</u>	
元建ニ成ル		<u>2,405 貫 730 匁 9 分 0 厘 4 毛</u>
残 延銀		<u>140 貫 914 匁 9 分 1 厘</u>
歩平均 月1歩 0065		
年1割2歩 78		
内 京店延銀	90 貫 811 匁 6 分 8 厘 4 毛	
江戸店延銀	7 貫 337 匁 0 分 2 厘 1 毛	
大坂店延銀	<u>42 貫 766 匁 2 分 0 厘 5 毛</u>	
	<u>140 貫 914 匁 9 分 1 厘</u>	
内 当季大元方功納	100 貫	
功納之外持銀	<u>40 貫 914 匁 9 分 1 厘</u>	

（出所） 享保15年下期の両替店一卷『大録』（使用史料[60]）から作成。

『大録』は、両替店一卷としての当期純利益の計算部分、投下資本利益率の計算部分、処分可能利益である「功納之外持銀」の計算部分から構成されている。『大録』の構成・内容については、飯野（2016、2017）で明らかにしているので、本稿では各両替店の『勘定目録』や大元方の決算帳簿である『大元方勘定目録』との関係性を述べていく。

両替店一卷としての当期純利益は、期末総資産である「当季有銀ニ立」2,546 貫 645 匁 8 分 1 厘 4 毛から、投下資本である「元建ニ成ル」2,405 貫 730 匁 9 分 0 厘 4 毛を差し引いて計算される。投下資本の内訳項目の一つである「元建」は、大元方から両替店への出資額である。「元建」は、『大元方勘定目録』では資産の部に計上され、表2に記載されている両替店への元建額と同じである。期末総資産から投下資本を差し引いたのが「延銀」140 貫 914

匁9分1厘であり、これが両替店一卷の当期純利益となる。

『大録』では、京都・江戸・大坂の各両替店の『勘定目録』で計算された当期純利益が、それぞれ「京店延銀」「江戸店延銀」「大坂店延銀」として計上される。大坂両替店の『勘定目録』で計算された大坂両替店の当期純利益42貫766匁2分0厘5毛（表3と表4を参照）も、「大坂店延銀」として『大録』に計上されている。「京店延銀」「江戸店延銀」「大坂店延銀」の合計額は140貫914匁9分1厘で、期末総資産から投下資本を差し引いて計算された両替店一卷の当期純利益「延銀」と一致する。

3.2 大元方への上納額の会計処理

各営業店からの大元方への上納は、元建に対して毎期一定額を上納する功納の他に、功納外延銀と臨時納がある。

功納外延銀は、各営業店の留保利益を3年ごとに大元方に上納するものである。これを三年勘定といい、享保9（1724）年に制定された『宗竺遺書』で制度化された⁷⁾。これによって大元方は各営業店の利益を吸収し、大元方に蓄積することが可能になったわけだが、功納外延銀は大元方の年賦納貸として、各営業店に融資され、そのまま各営業店の営業資金になる。年賦納貸は、功納外延銀が加算された初年度額のほぼ10%ずつを每期ほかの資産項目に転化することで、実質的な上納となる。そして、年賦納貸高に対して一定率を乗じたのが臨時納である（賀川、1985、p.12）。

功納と臨時納は『大録』に計上される。功納については、表5の下から2行目にある「当季大元方功納」100貫がそれである。臨時納については次節で述べる。

一方、功納外延銀の計算は、三年勘定の期に作成される『三年勘定大録』で行われる。表6は、享保13（1728）年上期から享保15（1730）年下期までの『三年勘定大録』を整理したものである。

『三年勘定大録』は、「入方」と「払方」の部分から構成されている。『三年勘定大録』の構成・内容については、飯野（2016）で明らかにしているので、本稿では、『大録』や『大元方勘定目録』との関係と功納外延銀の計算方法を述べるだけにする。「入方」は、3年分の京都・江戸・大坂両替店の利益を計算する部分である。「入方」の合計額1,727貫328匁4分6厘9毛が、両替店一卷の3年分の利益である。この額から「払方」の「申西戌三ヶ年功納」「同三ヶ年臨時納」「同三ヶ年引捨物」⁸⁾「京江戸大坂延銀高預二ノ法要銀積」の4項目合計1,361貫151匁2分7厘7毛を差し引いて、366貫177匁1分9厘2毛を算出する。これからさらに3項目の十分一71貫150匁を差し引いた「申西戌三ヶ年功納外正味延銀」295貫027匁1分9厘2毛が、大元方に上納される功納外延銀となる。そして、これに年賦納貸の残高である「未年迄功納外延銀成年迄之納残り」608貫292匁1歩9厘1毛を加算したのが、「店持高」903貫319匁3分8厘3毛となり、これが享保15（1730）年下期の年賦納貸として『大元方勘定目録』の資産の部に計上されるとともに、両替店一卷の営業資金として利用されるのである。

表6 両替店一卷の『三年勘定大録』（享保13年上期～享保15年下期）

入方		
申売ヶ年荒延銀		618貫220匁1分3厘7毛
内 京都分	381貫375匁6分1厘6毛	
江戸分	55貫242匁4分6厘1毛	
大坂分	<u>181貫602匁0分6厘</u>	
〆		
酉売ヶ年右同断		586貫641匁8分8厘2毛
内 京都分	368貫757匁0分4厘5毛	
江戸分	35貫353匁8分5厘4毛	
大坂分	<u>182貫530匁9分8厘3毛</u>	
〆		
戌売ヶ年右同断		<u>522貫466匁4分5厘</u>
内 京都分	338貫827匁6分6厘3毛	
江戸分	55貫909匁7分2厘7毛	
大坂分	<u>127貫729匁0分6厘</u>	
〆		
三口合		<u>1,727貫328匁4分6厘9毛</u>
此内預 京都店	1,088貫960匁3分2厘4毛	
江戸店	146貫506匁0分4厘2毛	
大坂店	<u>491貫862匁1分0厘3毛</u>	
〆		
払方		
申酉戌三ヶ年功納		600貫
同三ヶ年臨時納		104貫400匁
同三ヶ年引捨物		415貫714匁0分7厘7毛
内 於京江戸大坂三ヶ年為御替方 届入目	94貫831匁8分4厘5毛	
同断店前諸入目	53貫989匁4分3厘2毛	
同断 方諸入目	119貫053匁	
同断名代支配人但預役料	89貫119匁8分	
同断当印退銀	<u>58貫720匁</u>	
〆		
京江戸大坂延銀高預二ノ法要銀積		<u>241貫037匁2分</u>
四口合		<u>1,361貫151匁2分7厘7毛</u>
残而		366貫177匁1分9厘2毛
内 十分一引	36貫610匁	
臨時功納百四貫四百目之十分一	10貫440匁	
預二ノ法退銀貳百四拾壹貫目余ノ十分一	<u>24貫100匁</u>	
三口〆 十分一高		<u>71貫150匁</u>
指引残而 申酉戌三ヶ年功納外正味延銀 納ニ立ル		295貫027匁1分9厘2毛
又 末年迄功納外持銀成年迄之納残り		<u>608貫292匁1分9厘1毛</u>
二口合 店持高		<u>903貫319匁3分8厘3毛</u>
(出所) 享保15年下期の両替店一卷『三年勘定大録』（使用史料[82]）から作成。		

功納、功納外延銀、および臨時納は、大元方に上納され、『大元方勘定目録』の収益の部に相当する「入方」に計上される。

3.3 投下資本と利益の修正計算

『大録』では享保 10（1725）年下期から、当期純利益の計算部分とそれに続く投下資本利益率の計算部分の後に付箋をつけ、そこで投下資本と利益の修正計算を行っている。表 7 は、享保 15（1730）年の『大録』の付箋を整理したものである。

表 7 両替店一巻の『大録』：付箋（享保 15 年下期）

未年迄功納之外持銀	739 貫 200 匁
内 屋敷方町方塞り物引	<u>168 貫 200 匁</u>
残而 元建之内へ込	570 貫
臨時功納預り 延銀之内へ込	14 貫 800 匁
京江戸大坂残テ法退銀 延銀之内へ込	35 貫 052 匁
歩平均 月 1 歩 1656	
年 1 割 3 歩 9872	

（出所） 享保 15 年下期の両替店一巻『大録』（使用史料[60]）から作成。

付箋には投下資本と利益の加減項目が記載されている。投下資本への加減項目は、「未年迄功納外持銀」と「屋敷方町方塞り物引」である。「未年迄功納外持銀」は、享保 12（1727）年下期以前の年賦納貸の残高である。「屋敷方町方塞り物引」は、貸倒れが見込まれる貸付債権、すなわち不良債権である。「未年迄功納外持銀」は、営業資金として両替店一巻が利用できるので、実質的には投下資本となる。「屋敷方町方塞り物引」は回収見込みのない不良債権であるから、投下資本からの減算項目となる。そこで、「未年迄功納外持銀」739 貫 200 匁から「屋敷方町方塞り物引」168 貫 200 匁を差し引いた 570 貫を「元建之内へ込」として、表 5 の「元建ニ成ル」に加算して投下資本の修正を行うのである。

一方、利益については、「臨時功納預り」と「京江戸大坂残テ法退銀」の 2 項目が延銀への加算項目となる。これらは「預り」とか「退銀」として負債項目として処理されているため、「延銀之内へ込」として表 5 の「延銀」に加算して修正を行うのである⁹⁾。

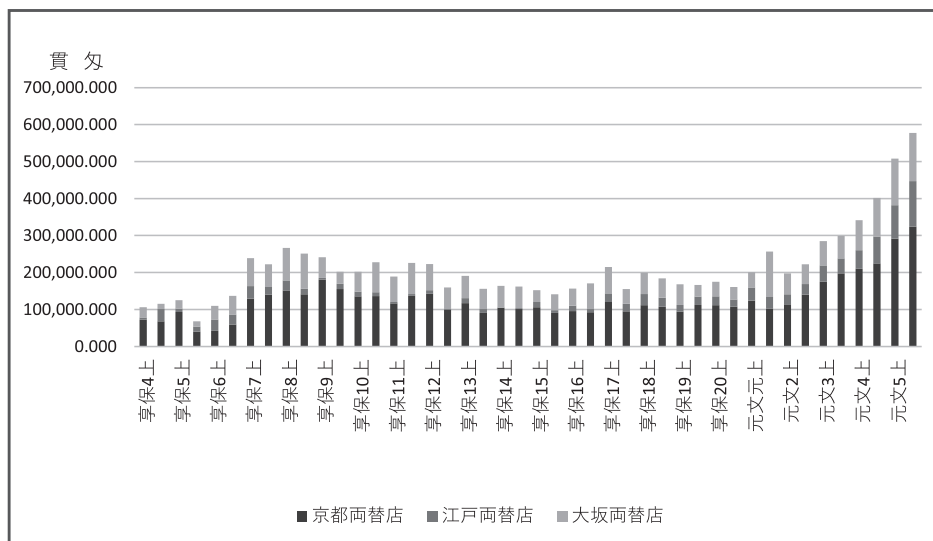
修正後の投下資本利益は、2,405 貫 730 匁 9 分 0 厘 4 毛 + 570 貫 = 2,975 貫 730 匁 9 分 0 厘 4 毛、修正後の利益は 140 貫 914 匁 9 分 1 厘 + 14 貫 800 匁 + 35 貫 052 匁 = 190 貫 766 匁 9 分 1 厘となる。

ところで、付箋の「臨時功納預り」が大元方への臨時納額であり、『大元方勘定目録』に計上される。

4 両替店一巻の財務内容

享保一元文期における両替店一巻の財務内容を見ていくにあたり、まずは利益の推移から見ていくことにする。

図2 両替店一巻の「延銀」(享保4年上期～元文5年下期)



(出所) 享保4年上期から元文元年下期までの両替店一巻『大録』(使用史料[44]～[81])から作成。

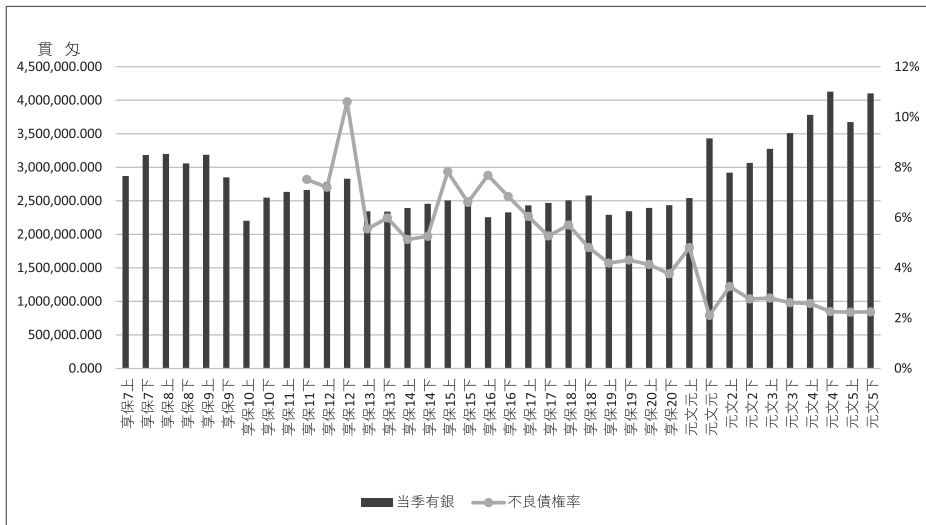
図2は両替店一巻の「延銀」(当期純利益)の推移を表したものである。両替店一巻の「延銀」は、享保7(1722)年から享保8(1723)にかけて増加したもの、その後は停滞している。しかし、「延銀」は元文期になって急増し、元文期の5年間だけで3倍近くの数値になっている。両替店の「延銀」のうち最も多くを占めるのは京都両替店であり、両替店の「延銀」の60%前後となっている。その次に多いのが大坂両替店であり、20%後半から30%前半で推移している。江戸両替店の「延銀」は両替店一巻の中では最も少ないのであるが、元文期に急増し、元文5(1740)年下期には大坂両替店に迫るほどにまでなっている。

次に総資産の推移を見ていく。

図3は両替店一巻の「当季有銀」(期末総資産)と不良債権率の推移を表したものである。「当季有銀」は「延銀」と同様の推移を示しており、「延銀」ほどの伸びではないにしても、元文期に増加している。不良債権率は、「当季有銀」に占める「塞り物」(不良債権)の割合を計算したものである。不良債権率は年々下降しており、最も高い時で10.6%であったのが、元文5(1740)年下期には2.2%にまで下がっている。不良債権率が下がっている原因には「当季有銀」が増加していることもあるが、「塞り物」それ自体が減少しているということもある。「塞り物」は、享保11(1726)年から元文5(1740)年までの間に半分以下に減っている。

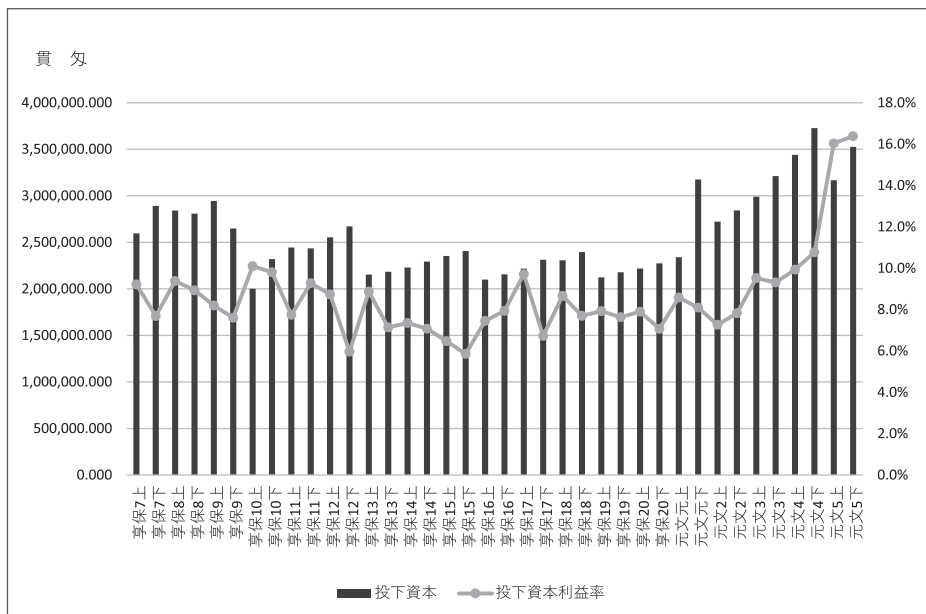
続いて、両替店一巻の収益性を見ていく。

図3 両替店一卷の「当季有銀」と不良債権率（享保7年上期～元文5年下期）



（出所）享保7年上期から元文元年下期までの両替店一卷『大録』（使用史料[44]～[80]）および『目録寄歩廻控』（使用史料[81]）から作成。

図4 両替店一卷の投下資本と投下資本利益率（享保7年上期～元文5年下期）



（出所）享保7年上期から元文元年下期までの両替店一卷『大録』（使用史料[44]～[80]）から作成。

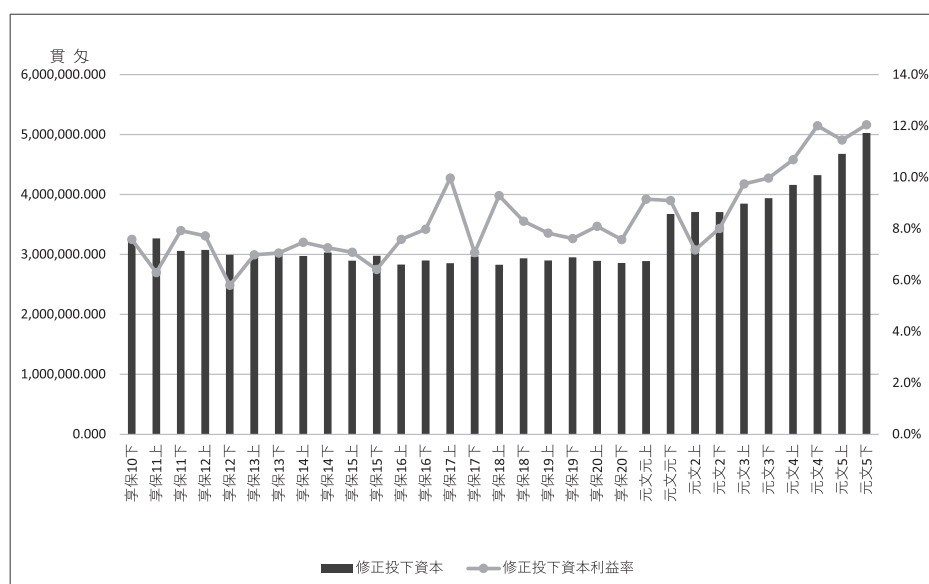
図4は両替店一卷の投下資本と投下資本利益率の推移を表したものである。投下資本は『大録』の「元建ニ成ル」である。投下資本の推移を見ると、6期ごとに階段状に増加していることがわかる。これは「功納之外持銀」が留保利益として次期の投下資本に計上されるため、投下資本は每期増加していくのだが、その留保利益は三年勘定によって大元方に功納外延銀

として吸収されてしまうため、三年勘定の翌期には投下資本が減少してしまうのである。それでも元文期には投下資本が急増している。

投下資本利益率は、投下資本に対する「延銀」の割合を計算したものである。投下資本利益率も享保期には8%前後を推移していたのであるが、元文期に入って急上昇している。これは図2に示されているように、元文期に「延銀」が急増したことによる。

ところで、『大録』では、経済活動の実態をより一層反映した投下資本利益率を計算するために、投下資本と「延銀」の修正計算をしている。修正した投下資本と「延銀」に基づいて、両替店一巻の投下資本と投下資本利益率の推移を表したのが、図5である。

図5 両替店一巻の修正投下資本と修正投下資本利益率（享保10年下期～元文5年下期）



(出所) 享保10年下期から元文元年下期までの両替店一巻『大録』(使用史料[51]～[80])から作成。

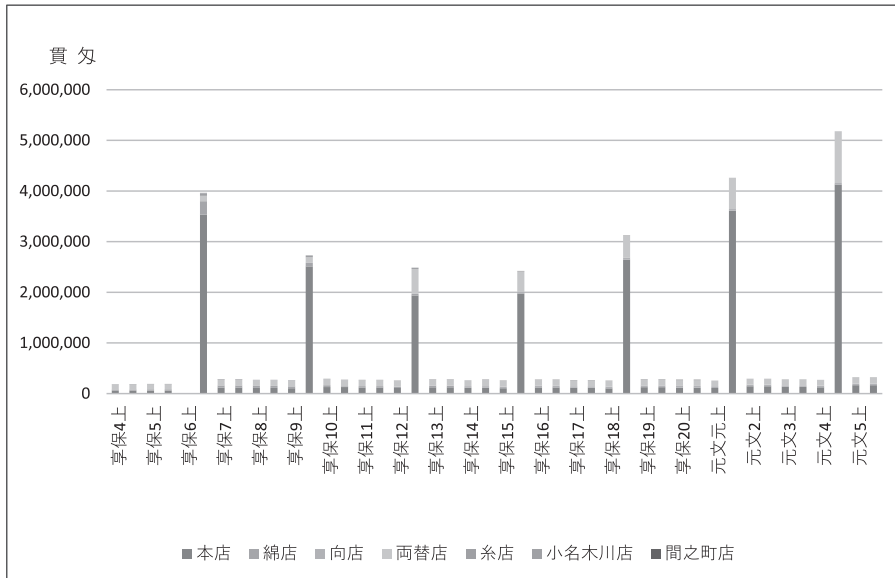
修正後の投下資本には年賦納賃の残高が含まれるため、修正投下資本は階段状に推移していない。修正投下資本は、享保期には僅かながら減少しているものの、安定しており、大きな変動はない。元文期に急増しているのは、修正前と変わらない。修正投下資本利益率の推移は修正前の推移と変わらないが、投下資本利益率よりも変動幅は狭く、ゆるやかに推移していることがわかる。これは修正後投下資本の推移が影響しているからである。

以上、両替店一巻の財務内容の推移を見てきたが、利益、期末総資産、投下資本など、いずれの数値も享保期には停滞しており、僅かながら減少傾向さえ見せていたが、元文期に急上昇していることがわかる。

5 大元方からみた両替店一巻の財務内容

本章では、大元方からみた両替店一巻の財務内容を考察していく¹⁰⁾。まずは、各営業店の大元方への上納額の推移を見ていく。

図6 大元方への上納額（享保4年上期～元文5年下期）



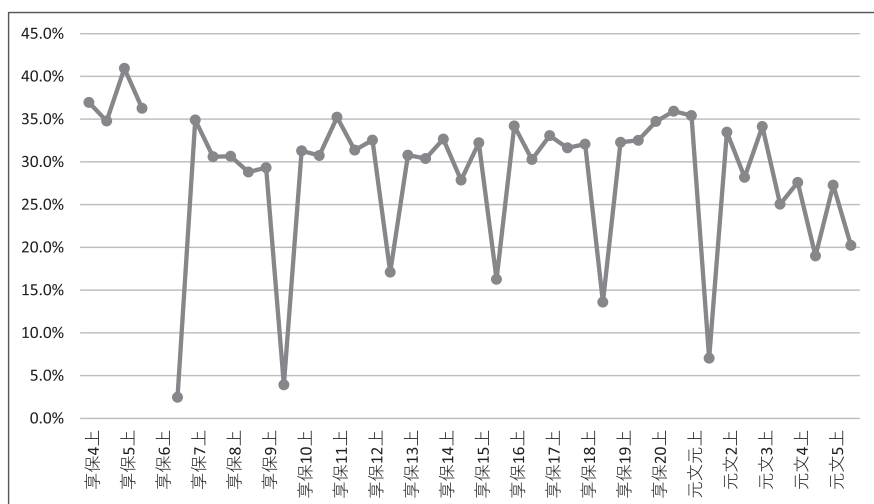
(出所) 西川 (2003) pp.8-9、pp.14-15 から作成。

図6は、各営業店から大元方へ上納された功納、臨時納、および功納外延銀の合計の推移を表したものである。なお、享保6(1721)年上期の『大元方勘定目録』は現存していないため、グラフにその期の数値は入っていない。上納額は6期ごとに突出しているが、その期は三年勘定に該当するためである。それ以外の会計期間における上納額に大きな変化はない。三年勘定の期を除くと、享保5(1720)年下期までは、大元方への上納額の半分以上を両替店からの上納額で占めていたが、享保6(1721)年下期以降は、その割合が低下していき、元文5(1740)年には40%を下回る。その一方で、本店の上納額の割合は上昇し、元文期に入ると完全に逆転し、元文5年には50%を超えた。表2にあるように、大元方への功納は両替店が本店よりも多いにもかかわらず、本店の上納額が両替店のそれを上回ったのは、本店の臨時納が両替店のそれよりも多いからである。臨時納は、享保7(1722)年上期から上納されるようになるが、その時の臨時納は、本店が63貫275匁であったのに対し、両替店は11貫579匁である。それが元文5(1740)年下期には、本店が107貫700匁であるのに対し、両替店は27貫800匁と差が開いているのである。

三年勘定の期の上納額は、享保期前半は減少傾向にあったものの、享保期後半から元文期にかけて増加している。三年勘定の期の上納額は、本店が80%前後を占める。三年勘定の期の上納額の多くは功納外延銀であるため、三井家において本店が稼ぎ頭であることがわかる。

そこで、両替店が三井家の事業にどの程度貢献しているのかを考察するために、図7を示す。

図7 大元方の収益に占める両替店一卷の上納額の割合（享保4年上期～元文5年下期）

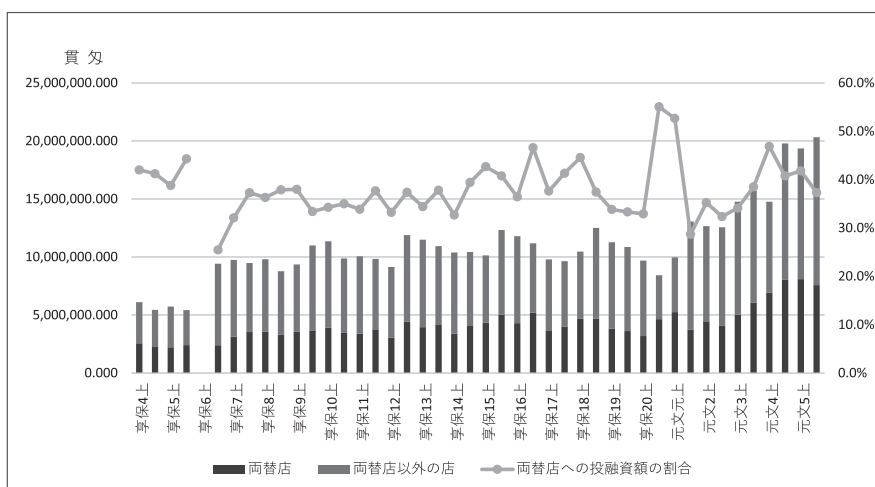


（出所）西川（2003）pp.8-9、pp.14-15 から作成。

図7は、大元方の収益合計に対する両替店一卷の上納額の割合を示したものである。突出して下がっているのは三年勘定の期である。三年勘定の期を除くと、享保7（1722）年上期以降は30～35%の間を推移しているが、元文期になると下降している。さらに三年勘定の期の割合を見ていくと、享保12（1727）年下期以降は下がっている。両替店一卷の利益は元文期に急増し、享保15（1730）年以降の上納額は増加しているにもかかわらず、比率が低下しているのは、本店や江戸向店の利益が両替店以上に増加していることを意味する。

続いて、大元方からみた両替店一卷の収益性を考察するために、まずは図8で大元方から傘下の営業店への投融資額の推移を示す。

図8 大元方からの投融資額（享保4年上期～元文5年下期）

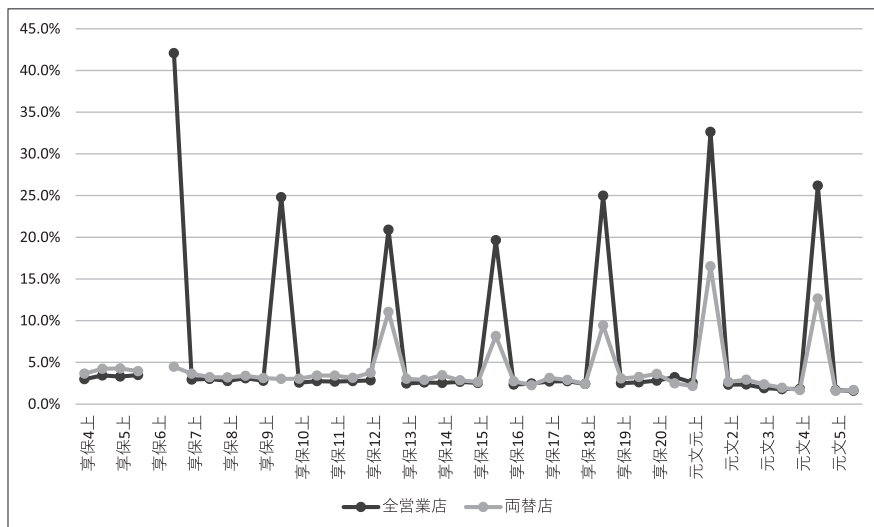


（出所）西川（2003）p.3、p.10、および享保4年上期から元文5年下期までの大元方『大元方勘定目録』（使用史料[1]～[43]）から作成。

大元方からの投融資額は、元建、資金需要に応じた融資、および大元方に納入されるべき営業店の留保利益振替額を『大元方勘定目録』から拾い集めたもので、西川（2003）によって集計された数値を用いている。それに加えて、西川（2003）と同様の方法で両替店の投融資額を『大元方勘定目録』から集計して、図8に示した。大元方からの傘下営業店への投融資額は、享保期は横這い状態であるものの、元文期に急増している。投融資額は三年勘定の期に増加し、その後は減少して、また三年勘定で増加するという、図3の両替店一卷の期末総資産とは逆の推移を示している。両替店への投融資額が占める割合は、30%台を変動しており、高い時は40%台になる。

次に収益性を考察するために、営業店への投融資額に対する上納額の割合を図9に示す。

図9 投融資額に対する上納額の割合（享保4年上期～元文5年下期）



（出所）西川（2003）p.3、p.10、および享保4年上期から元文5年下期までの大元方『大元方勘定目録』（使用史料[1]～[43]）から作成。

投融資額に対する上納額の割合は、全営業店においても両替店においても、三年勘定のある期に突出して高くなっている¹¹⁾。三年勘定の期を除くと、変動は小さいが、その数値は僅かずつ下がっており、享保4年上期の割合が全営業店で3.0%、両替店で3.7%であったのが、元文5（1740）年下期には、全営業店で1.6%、両替店で1.7%にまで下がっている。三年勘定のある期の割合を見ても、享保15（1730）年下期から元文元（1735）年下期にかけては上昇しているが、元文4（1739）年下期には下がっている。本来であれば、元文4（1739）年下期の上納額は享保一元文期間を通じて最大なので、投融資額に対する上納額の割合も最大になっているはずである。そうならないのは、上納額以上に投融資額が増加しているからである。すなわち、上納額や利益が増加し、総資産が増加しても、収益性は下がっているのである。投融資額に対する上納額の割合は、三年勘定の期を除けば、全営業店の数値より

も僅かに両替店の数値が上回っており、両替店の収益性は三井家の営業店の中では相対的に高いことがわかる。

6 おわりに

三井家では呉服事業と両替事業を基幹事業とし、大元方を頂点とした近代的で階層的な営業店組織を作り上げることで事業経営をしてきた。本稿では、両替事業を営む両替店一卷の決算帳簿『大録』を考察の中心に据えながらも、それに大元方の決算帳簿『大元方勘定目録』などの諸帳簿と関連づけながら、両替店一卷の会計実務を明らかにし、三井家の事業の中での両替店一卷の財務内容の推移を明らかにした。

享保一元文期の両替事業は、享保期に停滞はあったものの、元文期に利益や総資産を急増させている。享保期に停滞していたとはいえ、その期間に着実に利益を蓄積していたこともあり、実質的な投下資本は、大元方からの元建の約 2.5 倍にもなった。両替店一卷の中での稼ぎ頭は京都本店であるが、元文期には江戸両替店と大坂両替店も大きく利益を伸ばしている。

両替店一卷だけの財務内容の推移を見ると、両替店一卷の事業は好調であるが、大元方の財務数値と関連づけながら考察していくと、呉服業を営む本店一卷に比べて劣ることがわかる。三年勘定の際に上納される功納外延銀の大部分は、本店からの上納額である。それ以外の会計期間においても、每期定額の功納は両替店が最も多いものの、本店の臨時納が増加することで、元文期には本店の上納額が両替店のそれを上回った。

両替店一卷の業績は悪いわけではなく、むしろ元文期にかけて好調に伸びている。しかし、それ以上に本店一卷の業績が好調であるため、三井家の事業の中での稼ぎ頭は呉服事業であり、両替事業はその次となっていることがわかる。

このような考察結果は、両替店一卷の財務数値だけを時系列的に分析しても得られない。営業店を統轄する機関としての大元方の時系列的な財務数値があるからこそ、三井家という組織の中での両替事業の位置づけが明らかになるのである。そのためにも時系列的なデータを整理し、発表していくことは、会計史を通史として解明していくためにも重要だと思われる。

注

- 1) 同苗とは三井家を構成する各家をいう。同苗の範囲を明確にし、制度化したのは、享保 7 (1722) 年に書かれた『宗竺遺書』(三井高平の遺書)であるとされる(三井・山口、1969, pp. 251-252)。『宗竺遺書』では三井家同苗を、本家 6 軒、連家 3 軒と定めている(三井・山口、1969, pp. 232-233、三井文庫、1973, pp. 3-4)。その後、連家は享保 15 (1730) 年と元文 5 (1740) 年にそれぞれ 1 軒ずつ増え 5 軒となった(三井文庫、1980, p. 126)が、嘉永 3 (1849) 年に連家 2 軒が同苗から切り離され(三井文庫、1980, p. 603)、当初の 3 軒になった。大元方は営業店だけでなく、同苗をも一元的に統轄・管理するための機関として設立されたが、本稿では大元方と同苗の関係については言及しない。
- 2) 賀川 (1985) は、本店一卷と両替店一卷の決算帳簿を利用して、近世における三井家の経営内容と経営動向を明らかにしているが、決算帳簿そのものを会計学的に研究しているわけではない。原田 (2003, 2004) は、享保 4 (1719) 年から寛延 4 (1751) 年までの本店一卷の決算帳簿『大録』

と『三年大勘定寄』の財務数値をまとめた資料を発表しているが、その動向に関する分析までは行われていない。飯野（2018）も享保4（1719）年から元文5（1740）年までの両替店一卷の決算帳簿の財務数値をまとめた資料を発表しているが、その動向に関する分析は行っていない。

- 3) グループ分けに関しては、呉服業を営む営業店は本店一卷に、両替業を営む営業店は両替店一卷の所属になる。しかし、京都糸店と京都間之町店はどちらも糸絹問屋であるが、最終的に両替店一卷の所属となる。両営業店が両替店一卷の所属となった理由について、中井（1966）は「担保流れとして京両替店の手に入ったという事情による」（p. 90）と述べており、賀川（1985）は「三井両替店は糸店、間之町店の関東への為替送金を自らの経営に利用している」点と「大量の前貸金融を行う」点に由縁があると述べている（p. 544）。

また、松坂店だけが呉服業グループと両替業グループのどちらにも属さず、大元方直属の営業店となった理由について、中井（1966）は「松坂は三井家の本質であり、京都・大坂・江戸に居住した一族もその戸籍はここにあり、かつ町年寄を世襲していた関係」（p. 90）があったことを示唆している。

- 4) 三井家では奉公人を序列化し、多くの職階を設けた。その内容は営業店によっても時代によっても異なる。享保16（1731）年の本店における役名は下から順に、上座―連役―役頭―組役頭―支配人並―支配人格―同准役―店支配人―宿持支配人―後見役―名代―元方掛名代―元ペ―大元ペであった。元文2（1737）年の両替店における役名は下から順に、組頭格―組頭役―支配人格―支配人―通勤支配人―名代役―元方掛名代―加判名代―元ペ役であった（三井文庫、1980、pp. 251-252）。
- 5) 両替店一卷の決算帳簿は、『大録』以外にも『目録寄』『勘定大録』などの名称でも呼ばれるが、元文期以降は『大録』で統一されている。混乱を防ぐために、本稿では両替店一卷の決算帳簿については『大録』で統一する。
- 6) 要銀積は、「不良貸引当て」（日本経営史研究所、1983、p. 84）だとか「貸倒リザーブ」（西川、1993、p. 167）と説明されている。要銀積は、貸倒れに備えて引当て、あるいは積み立てられた額という意味であり、「利足之分」と「払方」の差額から差し引かれた額は、「預り方」の「要銀積」に計上される。「預り方」の「要銀積」には「内拾貫七百目ハ当目録頭ニノ法銀也」と書かれていて、「預り方」の「要銀積」90貫566匁0分0厘2毛には、「利足之分」と「払方」の部分の「要銀積」10貫700匁が含まれている。

ところで、「預り方」の「要銀積」については、これを引当金とみることもできるし、積立金とみることもできる。同様に、差引項目としての「要銀積」も、これを利益処分とみることもできるし、費用とみることもできる。差引項目としての「要銀積」が、「利足之分」と「払方」の差額、すなわち利益からの差引項目と考えれば、利益処分項目となり、「預り方」の「要銀積」は積立金となる。一方で、今日の会計実務に照らして、要銀積を貸倒引当金に相当するものとみなせば、差引項目としての「要銀積」は今日の貸倒引当金繰入に相当するため費用となる。西川（1993）は要銀積について、「利益処分とみることも不可能ではないけれども、むしろ費用の区分表示とみた方がよいように思われる」（p. 163）と述べている。一方で、日本経営史研究所（1883）は要銀積を「積立金」（p. 208、p. 212、p. 250）と述べている。

- 7) 各営業店の留保利益の大元方への上納は、宝永7（1710）年の大元方設立以降、正徳3（1713）年、享保元（1716）年、享保3（1718）年、享保6（1721）年、享保9（1724）年に行われている（三井・山口、1969、p. 255）。両替店が留保利益を功納外延銀として大元方に上納するようになったのは、三年勘定が制度化された享保12（1727）年下期以降である。
- 8) 「引捨物」の内容は両替店一卷の諸費用である。享保7（1722）年上期から享保8（1723）年下期までは、各期分が『大録』に計上されていた。
- 9) 西川（1993）は、「退銀」などを「リザーブ」と呼び、「相手勘定が費用であるか利益処分であるかには関係がない」（p. 204）と述べ、それらは負債に合算される項目だとしている（p. 26）。「臨時功納預り」と「京江戸大坂残テ法退銀」を「延銀」への加算項目としていることは、これらの項目は実質的には利益処分項目だと見なしていたのではないかと思われる。
- 10) 享保4（1719）年上期から元文5（1740）年下期までの大元方における主要財務数値の一覧が、西川（2003）で紹介されている。
- 11) 両替店の享保6（1721）年下期と享保9（1724）年下期における投融資に対する上納額の割合は、突出していない。これは、両替店が功納外延銀の上納を始めたのが、三年勘定が制度化された享保12（1727）年下期以降だからである。

参考文献

- [1] 飯野幸江 (2016) 「享保期における三井両替店一卷の会計帳簿」『嘉悦大学研究論集』第 59 巻第 1 号、pp. 21-43
- [2] 飯野幸江 (2017) 「享保期における三井家の本店一卷と両替店一卷の決算帳簿」『嘉悦大学研究論集』第 60 巻第 1 号、pp. 23-42
- [3] 飯野幸江 (2018) 「享保一元文期における三井両替店一卷の財務数値」『嘉悦大学研究論集』第 61 巻第 2 号、pp. 15-26
- [4] 賀川隆行 (1985) 『近世三井経営史の研究』吉川弘文館
- [5] 中井信彦 (1966) 「三井家の経営－使用人制度とその運営－」『社会経済史学』第 31 巻第 6 号、pp. 88-101
- [6] 西川登 (1993) 『三井家勘定管見－江戸時代の三井家における内部報告会計制度および会計処理技法の研究－』白桃書房
- [7] 西川登 (2002) 「財務数値からみた三井家初期の大元方」『商経論叢』(神奈川大学経済学会) 第 38 巻第 1 号、pp. 25-47
- [8] 西川登 (2003) 「財務数値からみた享保一元文期の三井家大元方」『商経論叢』(神奈川大学経済学会) 第 38 巻第 4 号、pp. 1-18
- [9] 日本経営史研究所 (1983) 『三井両替店』株式会社三井銀行『三井両替店』編纂委員会
- [10] 原田奈々子 (2003) 「享保期における越後屋呉服店一卷の財務状態」『杏林社会科学研究』第 19 巻第 4 号、pp. 68-89
- [11] 原田奈々子 (2004) 「元文期－寛延期における越後屋呉服店一卷の財務状態」『杏林社会科学研究』第 20 巻第 3 号、pp. 59-79
- [12] 三井銀行八十年史編纂委員会 (1957) 『三井銀行八十年史』三井銀行
- [13] 三井文庫 (1973) 『三井事業史 資料篇一』三井文庫
- [14] 三井文庫 (1980) 『三井事業史 本篇第一巻』三井文庫
- [15] 三井礼子・山口栄蔵 (1969) 「『宗寿居士古遺言』と『宗竺遺書』」『三井文庫論叢』第 3 号、pp. 215-262
- [16] 村和明 (2016) 「三井初期の集団指導体制の変容－宝永期の三井高富と大元方成立－」『三井文庫論叢』第 50 号、pp. 13-113

使用史料

大元方作成分

- [1] 『享保四歳亥正月ヨリ七月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2869)
- [2] 『享保四歳亥七月ヨリ極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2870)
- [3] 『享保五年子正月ヨリ七月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2871)
- [4] 『享保五年子七月ヨリ極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2872)
- [5] 『享保六年丑七月ヨリ極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2873-1)
- [6] 『享保七年寅正月ヨリ七月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2873-2)
- [7] 『享保七年寅七月ヨリ極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2873-3)
- [8] 『享保八年卯正月ヨリ七月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2874)
- [9] 『享保八年卯七月ヨリ極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2875)
- [10] 『享保九年辰正月ヨリ七月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2876)
- [11] 『享保九年辰七月ヨリ極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2877-1)
- [12] 『享保十年巳正月ヨリ七月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2878)
- [13] 『享保十年巳七月ヨリ極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2879)
- [14] 『享保十一年午正月ヨリ七月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2880)
- [15] 『享保十一年午七月ヨリ極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2881)
- [16] 『享保十二年未正月ヨリ七月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2882)
- [17] 『享保十二年未七月ヨリ極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2883)
- [18] 『享保十三年申正月ヨリ七月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2884)
- [19] 『享保十三年申七月ヨリ極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2885)
- [20] 『享保十四年酉正月ヨリ七月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2886)

- [21] 『享保十四年酉七月より極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2887)
- [22] 『享保十五年戌正月より七月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2888)
- [23] 『享保十五年戌七月ヨリ極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2889)
- [24] 『享保十六年亥正月ヨリ七月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2890)
- [25] 『享保十六年亥七月より極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2891)
- [26] 『享保十七年子正月ヨリ七月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2892)
- [27] 『享保十七年子七月より極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2893)
- [28] 『享保十八年丑正月より七月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2894)
- [29] 『享保十八年丑七月ヨリ極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2895)
- [30] 『享保十九甲寅年正月ヨリ七月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2896)
- [31] 『享保十九甲寅年七月より極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2897)
- [32] 『享保二十乙卯年正月ヨリ七月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2898)
- [33] 『享保二十乙卯年七月ヨリ極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2899)
- [34] 『元文元丙辰年正月ヨリ七月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2900)
- [35] 『元文元丙辰年七月ヨリ極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2901)
- [36] 『元文二丁巳年正月より七月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2902)
- [37] 『元文二丁巳年七月ヨリ極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2903)
- [38] 『元文三戊午年正月より七月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2904)
- [39] 『元文三戊午年七月ヨリ極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2905)
- [40] 『元文四己未年正月より七月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2906)
- [41] 『元文四己未年七月ヨリ極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2907)
- [42] 『元文五庚申年正月より七月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2908)
- [43] 『元文五庚申年七月ヨリ極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2909)

京都両替店作成分

- [44] 『享保七寅歳盆前目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5876)
- [45] 『京江戸大坂寅盆後一致勘定目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5877)
- [46] 『享保八卯年盆前目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5878)
- [47] 『享保八卯年盆後目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5879)
- [48] 『享保九辰年盆前目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5880)
- [49] 『享保九辰年盆後勘定大録』(三井文庫所蔵史料、続 2419-1)
- [50] 『享保十巳年盆前目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5881)
- [51] 『享保十巳年盆後目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5882)
- [52] 『享保十一年年盆前目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5883)
- [53] 『享保十一年年盆後目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5884)
- [54] 『享保十二未盆前目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5885)
- [55] 『享保十三申年盆前目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5887)
- [56] 『享保十三申年盆後目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5888)
- [57] 『西盆前目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5889)
- [58] 『享保十四酉年盆後目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5890)
- [59] 『戌盆前目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5891)
- [60] 『享保十五戌年盆後目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5892)
- [61] 『享保十六亥年盆前目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5894)
- [62] 『享保十六年亥盆後目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5895)
- [63] 『享保十七年子盆前目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5896)
- [64] 『享保十七子年盆後目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5897)
- [65] 『享保十八年丑盆前目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5898)
- [66] 『享保十八丑年盆後目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5899)
- [67] 『享保十九寅年盆前目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5901)
- [68] 『享保十九寅歳盆後目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5902)
- [69] 『享保二十卯年盆前目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 2419-2)
- [70] 『享保廿年卯盆後目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5903)
- [71] 『元文元年辰盆前目録寄并増歩仕分』(三井文庫所蔵史料、続 5904)
- [72] 『元文元年辰盆後大録』(三井文庫所蔵史料、続 2419-4)

- [73] 『元文貳年巳盆前大録』(三井文庫所蔵史料、続 2419-5)
- [74] 『元文貳年巳盆後大録』(三井文庫所蔵史料、続 2419-6)
- [75] 『元文三年午盆前大録』(三井文庫所蔵史料、続 2419-7)
- [76] 『元文三年午盆後大録』(三井文庫所蔵史料、族 2419-8)
- [77] 『元文四年未盆前大録』(三井文庫所蔵史料、続 2419-10)
- [78] 『元文四年未盆後大録』(三井文庫所蔵史料、続 2419-11)
- [79] 『元文五年申盆前大録』(三井文庫所蔵史料、続 2419-12)
- [80] 『元文五年申盆後大録』(三井文庫所蔵史料、続 2419-13)
- [81] 『目録寄歩廻控』(三井文庫所蔵史料、続 2714)
- [82] 『京江戸大坂享保十三申年より同十五戌年迄三年勘定大録』(三井文庫所蔵史料、続 5893)

大坂両替店作成分

- [83] 『目録帳 四番』(三井文庫所蔵史料、本 1748)

付記

本研究については、2019 年度嘉悦大学研究推進事業による助成を受けた。

(2020 年 4 月 27 日受付、2020 年 7 月 9 日再受付)